

令和 5 年 3 月 6 日

令和 5 年

第 1 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 15 号	市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について
議第 16 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
議第 17 号	大分市特別会計条例の一部改正について
議第 18 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 19 号	大分市子ども・子育て会議条例の一部改正について
議第 20 号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 21 号	大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について
議第 22 号	大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 23 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 24 号	大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 25 号	大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 26 号	大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 27 号	大分市国民健康保険条例の一部改正について
議第 28 号	大分市中小企業退職金共済掛金補助条例の一部改正について

議案番号	題	名
議第 29 号	大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例の廃止 について	
議第 30 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 31 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 32 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 33 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 34 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 35 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 36 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供すること に関する協議について	
議第 37 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供 させることに関する協議について	
議第 38 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供 させることに関する協議について	
議第 39 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供 させることに関する協議について	

議案番号	題名
議第 40 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 41 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 42 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 43 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 44 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 45 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 46 号	土地買収について
議第 47 号	工事委託契約の締結について（（仮称）新中島橋下部工工事）
議第 48 号	工事請負契約の締結について（大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業 建設工事）
議第 49 号	包括外部監査契約の締結について
議第 50 号	市道路線の認定について

## 議第 15 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について  
市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例  
市長の専決処分事項に関する条例（昭和40年大分市条例第43号）の一部  
を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成  
11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を経た契約につ  
き、議会の議決を経た後に当該契約の変更を要する場合において、変更事  
項が次のいずれかに該当する変更契約を締結すること。

ア 契約の変更により増減する金額が変更前の契約の金額の10分の1に  
相当する額を超えないもの

イ 変更により延長する契約の期間が1月を超えないもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の  
規定により議会の議決を経た契約について、軽易な変更に関して変更契約を締  
結することを市長の専決処分事項に追加いたしたく本案を提出する。

議第 16 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例  
の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表小児慢性特定疾病審査会委員の項中「8,000円」を「8,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前における業務への従事に係るこの条例による改正前の別表に規定する小児慢性特定疾病審査会委員の報酬については、なお従前の例による。

提案理由

小児慢性特定疾病審査会委員の報酬の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 17 号

大分市特別会計条例の一部改正について

大分市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市特別会計条例の一部を改正する条例

大分市特別会計条例（昭和39年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大分市特別会計条例に規定する大分駅南土地区画整理清算事業特別会計の出納は、令和5年5月31日まで行うものとする。

提案理由

大分駅南土地区画整理清算事業特別会計を廃止いたしたく本案を提出する。

## 議第 18 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項中第47号を第50号とし、第34号から第46号を3号ずつ繰り下げ、同項第33号事務の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物」に改め、同号手数料の名称の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料」に改め、同号金額の欄中「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等（法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）を行うものに限る」に改め、同号を同項第36号とし、同項第32号事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同号手数料の名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を「空地を有することとなる公告認定対象区域内における建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同号金額の欄中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等（法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）を行うものに限る」に改め、同号を同項第35号とし、同項第31号事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物」に改め、同号手数料の名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を



「公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料」に改め、同号金額の欄中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等（法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）を行うものに限る」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第30号を第33号とし、第18号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同項第17号事務の欄中「法第55条第3項各号」を「法第55条第4項各号」に、「建築物の高さの」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同号手数料の名称の欄中「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同号を同項第20号とし、同号の前に次の1号を加える。

(19) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	
--	------------------	----------------	--

別表第4の1の項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例許可申請手数料	1件につき 33,000円	
--	-------------------------	---------------	--

別表第4の1の項中第14号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円	
--------------------------	--------------------	---------------	--

建築物の延べ 面積の特例 の認定の申 請に対する 審査			
---	--	--	--

別表第4の3の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項第1号事務の欄中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等」に改め、同号手数料の名称の欄中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項第2号事務の欄中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に、「行われる宅地造成」を「行われる宅地造成等」に改め、同号手数料の名称の欄中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

別表第4の7の項第1号金額の欄ア中「37,300円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては20,100円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「74,300円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては36,200円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「104,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては50,700円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「146,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては71,400円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「209,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては106,000円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「300,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては158,000円、適合証の提出がある場合にあっては」を、「406,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様

基準に適合するものとして申請された場合にあつては225,000円、適合証の提出がある場合にあつては」を、「532,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては291,000円、適合証の提出がある場合にあつては」を、「624,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては330,000円、適合証の提出がある場合にあつては」を加え、同号及び第2号備考の欄中アを次のように改める。

ア 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

別表第4の7の項第1号及び第2号備考の欄中エをカとし、ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 「適合証」とは、当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる認定基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。）が証するものをいう。

ウ 共同住宅の共用部分について、適合証の提出がある場合にあつては、金額欄に掲げる括弧内の額とする。

別表第4の7の項第2号金額の欄を次のように改める。

1件につき、当該申請に係る建築物の区分に応じ前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
---

別表第4の8の項第1号備考の欄イ中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り、同項第3号金額の欄ア中「32,100円（」の次に

「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては16,800円、」を加え、「5,100円」を「5,100円」に改め、「35,600円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては18,100円、」を加え、同欄イ中「の場合」を「又は複合建築物の住宅部分の場合」に改め、「63,500円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては30,800円、」を加え、「9,550円」を「9,550円」に改め、「106,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては52,700円、」を加え、「19,400円」を「19,400円」に改め、「179,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては94,500円、」を加え、「41,600円」を「41,600円」に改め、「256,000円（」の次に「当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては143,000円、」を加え、「73,900円」を「73,900円」に改め、同欄ウ中「（複合建築物を除く。）」を「（複合建築物の非住宅部分を含む。）」に改め、同欄エ中「複合建築物」の次に「全体」を加え、同号及び第4号備考の欄中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同欄にアとして次のように加える。

ア 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

別表第4の8の項第5号金額の欄イ中「フロア入力法による基準」を「モデル住宅法による基準」に改め、同号備考の欄ウ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同欄中オを削り、カをオとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表第4の7の項及び同表の8の項の改正規定は公布の日から、

同表の 1 の項の改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から、同表の 3 の項の改正規定は同年 5 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域に関する規制に係る事務及び同法第 8 条第 1 項本文の許可に関する規制に係る事務についてのこの条例による改正前の別表第 4 の 3 の項の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い建築物の延べ面積の特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額の追加並びに宅地造成等規制法等の一部改正に伴う規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 19 号

大分市子ども・子育て会議条例の一部改正について  
大分市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
大分市子ども・子育て会議条例（平成25年大分市条例第32号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 20 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア及びイ中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「第4項中」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に改め、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、」を加える。

## 附 則



この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第53条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正をするとともに、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 21 号

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁  
量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について  
大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ  
ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁  
量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例  
大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ  
ども園の認定の要件を定める条例（平成31年大分市条例第1号）の一部を次  
のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第15条の2 認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動  
その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車  
の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、  
園児の所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座  
席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しな  
いものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれ  
が少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザー  
その他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に

定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項の表に次のように加える。

附則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 認定こども園において、この条例による改正後の第15条の2第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に定める園児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

## 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 22 号

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第14条第3項の表備考第4号中「園長」の次に「（法第14条第1項に規定する園長をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第10条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図る

ための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条第1項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

第15条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第20条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

附則第11項中「前2項」を「第9項から第11項」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第14条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、

当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 23 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

第1条 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
24年大分市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において  
同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安  
全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉  
施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及  
び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以  
下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い



必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第3項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定によ

る改正後の大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の2の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

#### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 24 号

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携

が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 25 号

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大分市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連

携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)



1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 26 号

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年大分市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第24号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、

又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席

及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条を次のように定める。

#### 第47条 削除

第61条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条中「、第47条」を削る。

第69条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第98条及び第103条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条及び第64

条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第41条の3第2項（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

#### 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 27 号

大分市国民健康保険条例の一部改正について

大分市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険条例（昭和38年大分市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 28 号

大分市中小企業退職金共済掛金補助条例の一部改正について

大分市中小企業退職金共済掛金補助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分市中小企業退職金共済掛金補助条例の一部を改正する条例

大分市中小企業退職金共済掛金補助条例（昭和54年大分市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中小企業の退職金共済制度の普及を図るため、退職金共済契約に係る助成制度の延長をいたしたく本案を提出する。

議第 29 号

大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例の廃止について  
大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次の  
ように定める。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例を廃止する条例  
大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例（平成8年大分市条例  
第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（清算金に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大分都市計画事業大分駅  
南土地区画整理事業施行条例の規定により徴収すべき清算金については、な  
お従前の例による。

（大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正）

3 大分市従前居住者用賃貸住宅条例（平成11年大分市条例第31号）の一  
部を次のように改正する。

第2条第2号中「大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例」  
を「大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例を廃止する条例  
（令和5年大分市条例第 号）による廃止前の大分都市計画事業大分駅南  
土地区画整理事業施行条例」に改め、同条第3号中「大分都市計画事業大分



「大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例」を「大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例を廃止する条例による廃止前の大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行条例」に改める。

#### 提案理由

大分駅南土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止いたしたく本案を提出する。

## 議第 30 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を別府市の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を別府市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 31 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を臼杵市の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を臼杵市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 32 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を津久見市の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を津久見市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 33 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を竹田市の住民の利用に供する。

令和 5 年 3 月 6 日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目 5 番 1 号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目 5 番 38 号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢 7 4 3 番地の 2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を竹田市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 34 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を豊後大野市の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 35 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を由布市の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供したく本案を提出する。

## 議第 36 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を日出町の住民の利用に供する。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目5番1号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目5番38号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目2番3号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢743番地の2

### 2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分市の公の施設の一部を日出町の住民の利用に供したく本案を提出する。



議第 37 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり別府市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 別府市立図書館

所在地 別府市千代町1番8号

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

別府市が負担する。

提案理由

別府市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 38 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり臼杵市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和 5 年 3 月 6 日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
臼杵市立臼杵図書館	臼杵市大字臼杵 6 番地の 1 6
荘田平五郎記念こども図書館	臼杵市大字臼杵 5 番地の 1
臼杵市立臼杵図書館野津分館	臼杵市野津町大字野津市 1 8 4 番地

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

臼杵市が負担する。

提案理由

臼杵市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 39 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり津久見市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 津久見市民図書館

所在地 津久見市大友町5番15号

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

津久見市が負担する。

提案理由

津久見市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 40 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり竹田市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 竹田市立図書館

所在地 竹田市大字竹田1979番地

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

竹田市が負担する。

提案理由

竹田市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 4 1 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり豊後大野市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和 5 年 3 月 6 日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 豊後大野市図書館

所在地 豊後大野市三重町内田 8 8 1 番地

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

豊後大野市が負担する。

提案理由

豊後大野市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

## 議第 42 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり由布市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

### 1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
由布市立図書館	由布市挾間町挾間104番地1
由布市立図書館庄内分館	由布市庄内町大龍1400番地
由布市立図書館湯布院分館	由布市湯布院町川上3738番地1

### 2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

由布市が負担する。

### 提案理由

由布市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 43 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり日出町の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和5年3月6日 提出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 日出町立図書館

所在地 日出町3244番地1

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

日出町が負担する。

提案理由

日出町の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出する。

議第 44 号

字の区域及びその名称の変更について

令和6年1月6日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

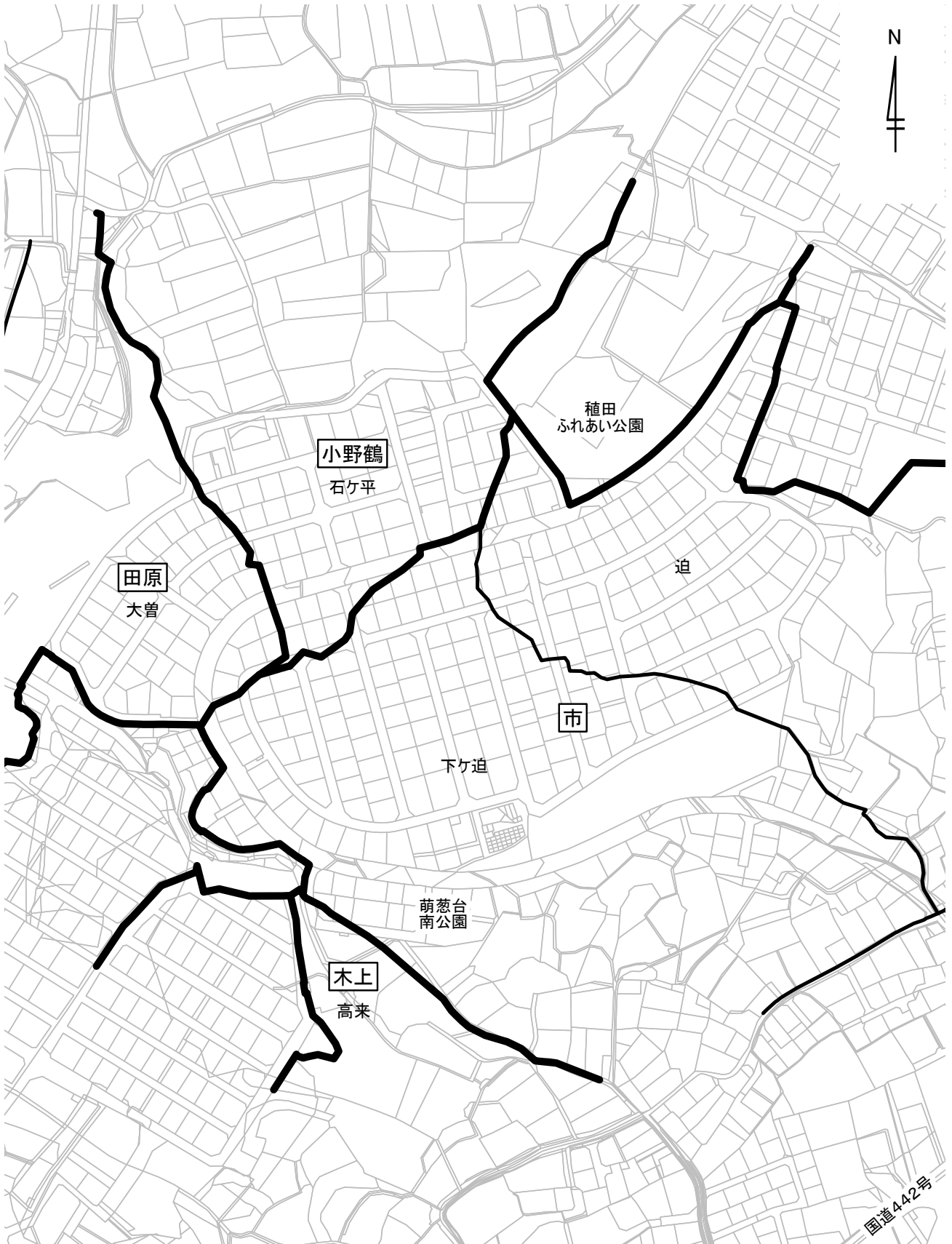
令和5年3月6日 提 出



大分市長職務代理者

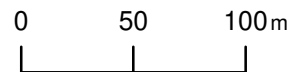
大分市副市長 久 渡 晃



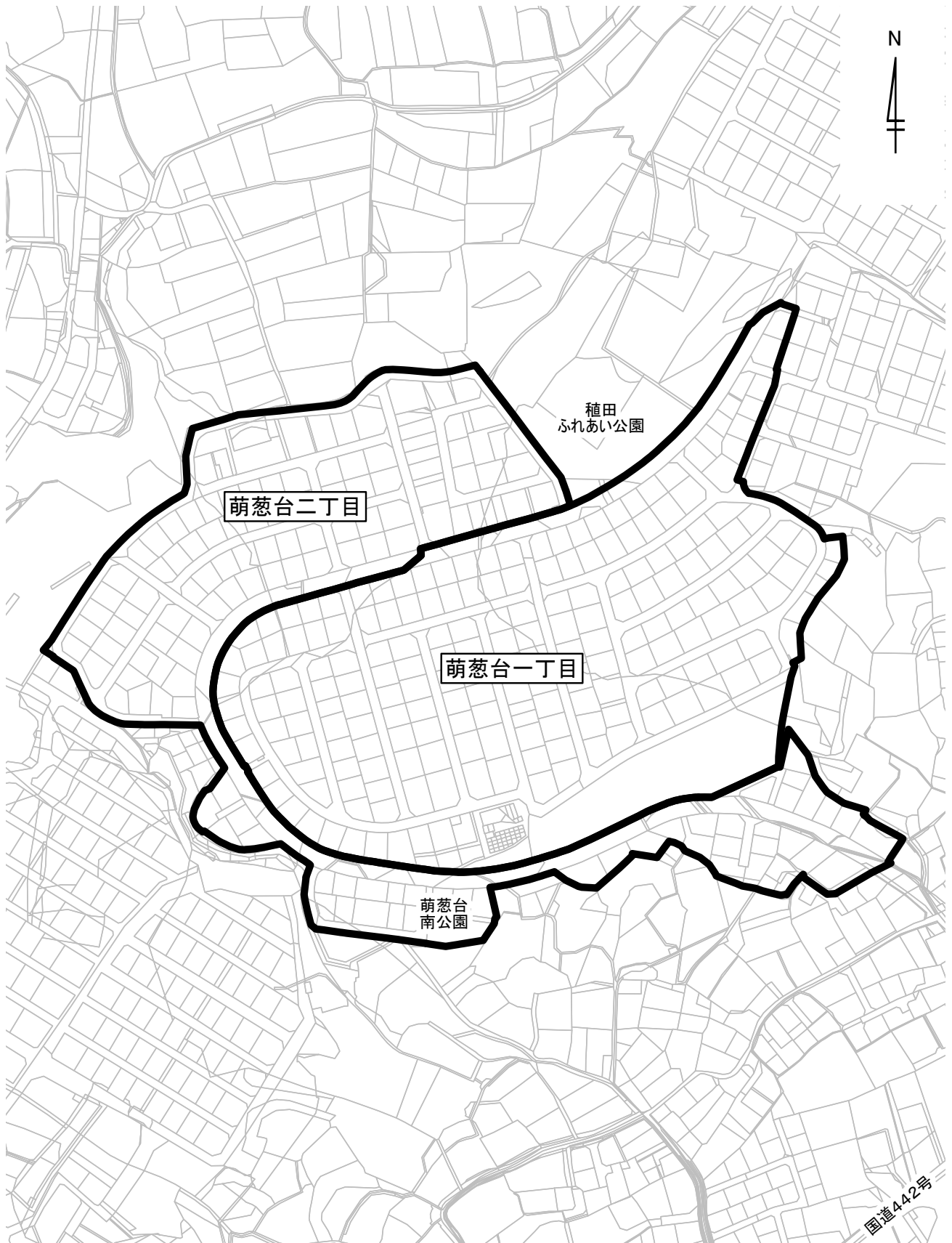
# 別図その1 現在の字の区域及びその名称




凡 例	
	大字界
	字 界



# 別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界

0 50 100m

## 提案理由

田原地区の一部、小野鶴地区の一部、市地区の一部及び木上地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 45 号

字の区域及びその名称の変更について

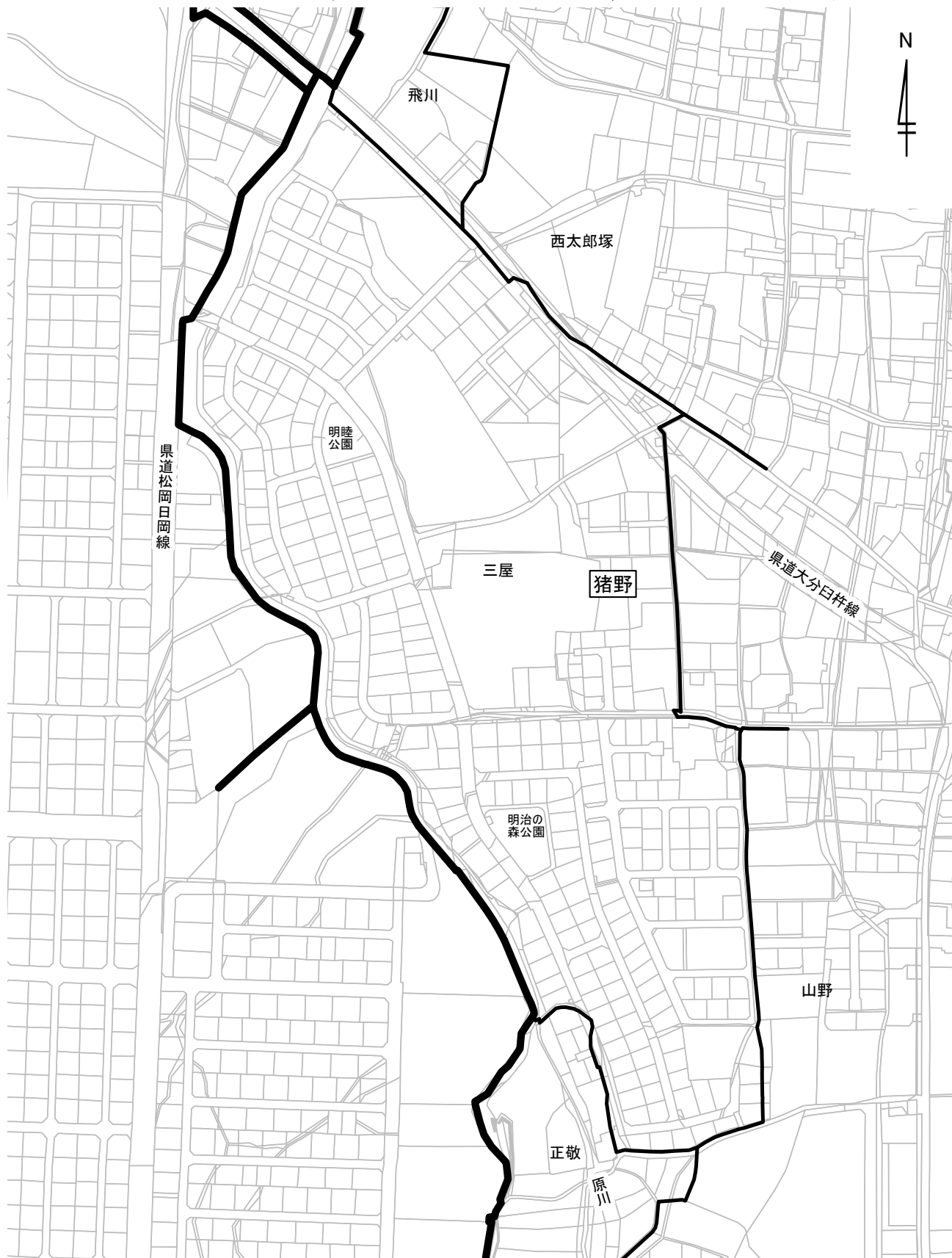
令和6年1月6日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。



令和5年3月6日 提 出

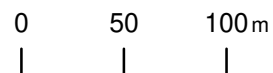
大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

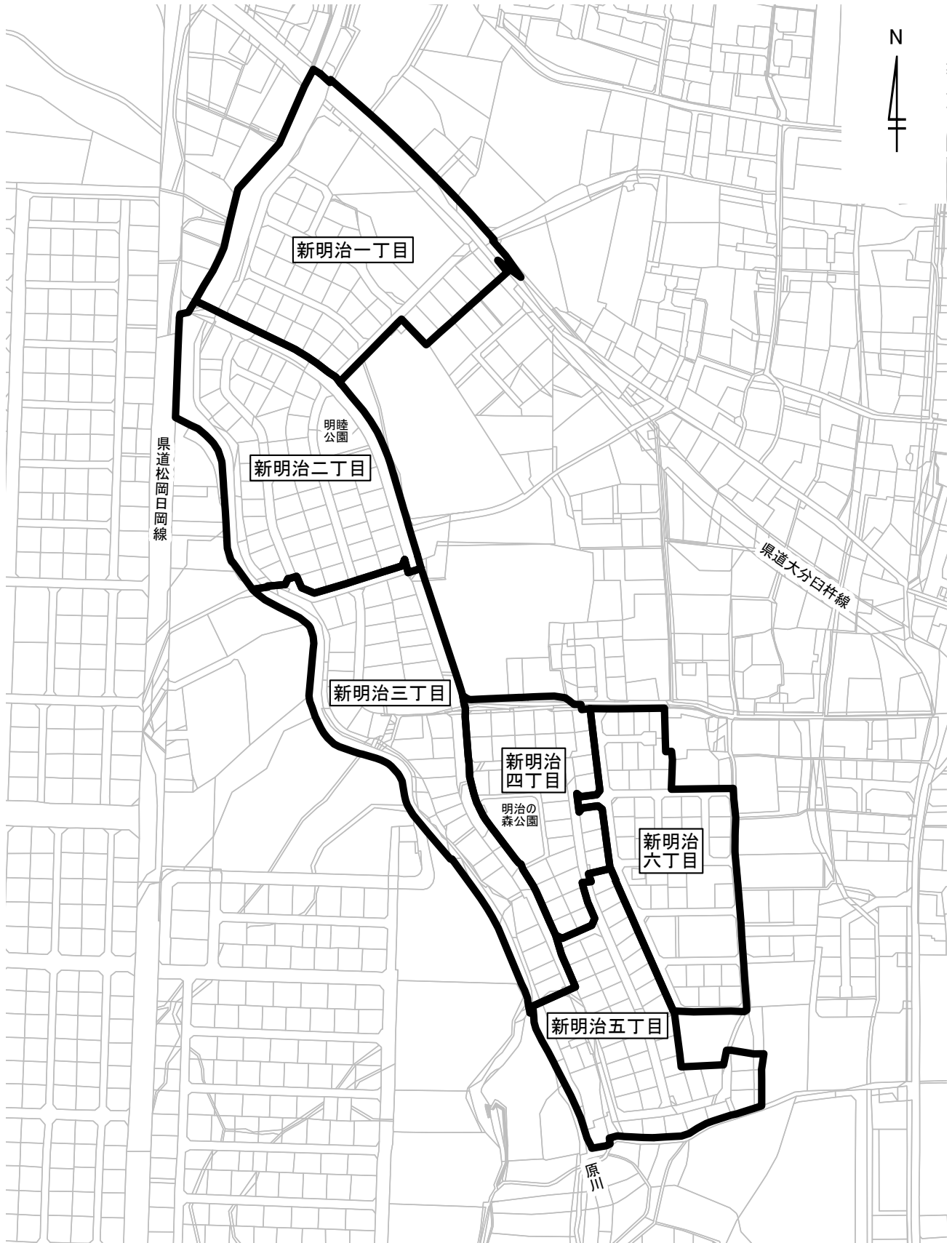
# 別図その1 現在の字の区域及びその名称




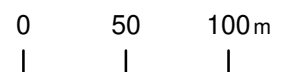
凡 例	
	大字界
	字 界



# 別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町 界



## 提案理由

猪野地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 46 号

土地買収について

次のとおり土地を買収する。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

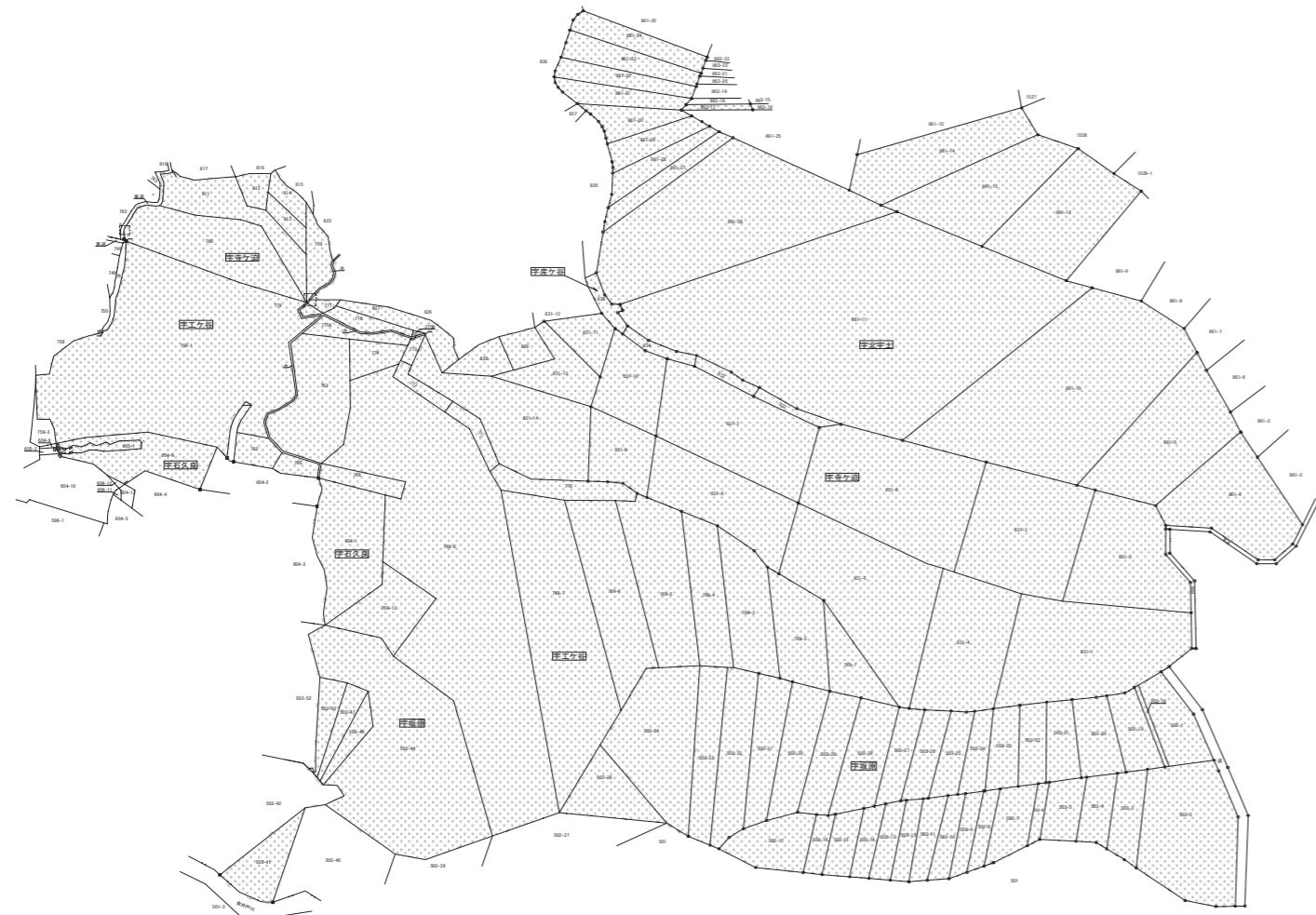
- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 買収の目的 | 新環境センター整備事業用地                              |
| 2 | 面 積   | 255,630.99平方メートル                           |
| 3 | 位 置   | 大分市大字上戸次字坂原502番1外108筆                      |
| 4 | 価 額   | 2,010,178,915円<br>平方メートル当たり 7,863円         |
| 5 | 相 手 方 | 大分市城崎町二丁目3番32号<br>大分県土地開発公社<br>理事長 山 本 修 司 |

提案理由

新環境センター整備事業用地を買収いたしたく本案を提出する。



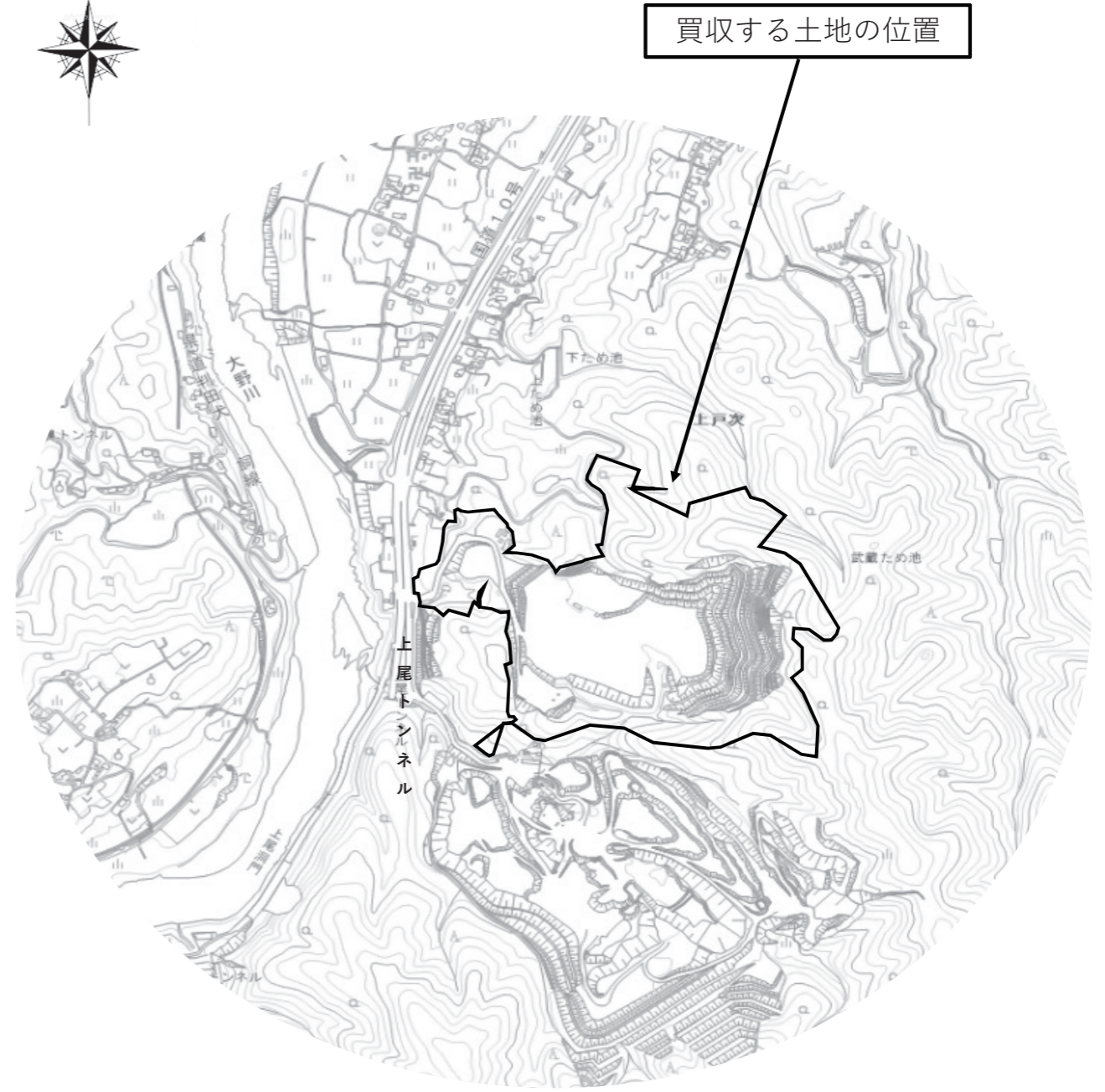
新環境センター整備事業 用地買収箇所



.....買収箇所



位置図



議第 47 号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

- 1 契約の目的 (仮称) 新中島橋下部工工事
- 2 工事の概要 橋梁下部工工事  
橋台2基、橋脚3基
- 3 契約の金額 1,580,953,000円
- 4 工 期 着工 契約締結の日  
完成 令和9年3月31日
- 5 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局  
局長 藤 卷 浩 之

提案理由

(仮称) 新中島橋下部工工事について委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 48 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

- 1 契約の目的 大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業 建設  
工事
- 2 工事の概要 地域振興施設 鉄骨2階建  
延面積 2,736.82平方メートル  
大型屋根 鉄骨平家建  
延面積 139.19平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,312,685,652円
- 5 工 期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日  
完成 令和6年3月29日
- 6 契約の相手方 大分市中島西三丁目5番1号  
株式会社 佐伯建設  
代表取締役社長 川 崎 栄 一

提案理由

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業に係る建設工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 49 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告                   |
| 2 契約の始期  | 令和5年4月1日                                  |
| 3 契約の金額  | 11,203,704円を上限とする額                        |
| 4 契約の相手方 | 住所 大分市西春日町8番12号<br>氏名 川 野 嘉 久<br>資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法第252条の36第1項の規定により本案を提出する。

議第 50 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和5年3月6日 提 出

大分市長職務代理者

大分市副市長 久 渡 晃

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	皆春12号線	大字皆春 1620番 2地先	大字皆春 1620番 11地先
	森28号線	大字森 1234番 9地先	大字森 1239番 2地先
1	乙津6号線	乙津町 13番 11地先	大字乙津 120番 12地先
2	乙津7号線	大字乙津 166番 8地先	大字乙津 102番 地先
3	乙津8号線	大字乙津 166番 11地先	大字乙津 104番 8地先
4	乙津9号線	大字乙津 174番 8地先	大字乙津 177番 11地先
1	明野南54号線	明野南二丁目 2354番 26地先	明野南二丁目 2354番 51地先
2	明野南55号線	明野南二丁目 2354番 25地先	明野南二丁目 2354番 24地先
3	明野南56号線	明野南二丁目 2354番 46地先	明野南二丁目 2354番 46地先
	上野11号線	大字上野 838番 5地先	大字上野 849番 6地先

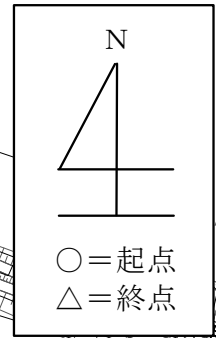
1	中判田駅前下判田線	大字中判田 1727番 4地先	大字下判田 3874番 地先
2	下判田6号線	大字下判田 3877番 1地先	大字下判田 3826番 地先
3	下判田7号線	大字下判田 3822番 1地先	大字下判田 3562番 1地先

### 提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

# 市道皆春12号線認定図

乙津川



乙津

皆春雨水排水  
ポンプ場

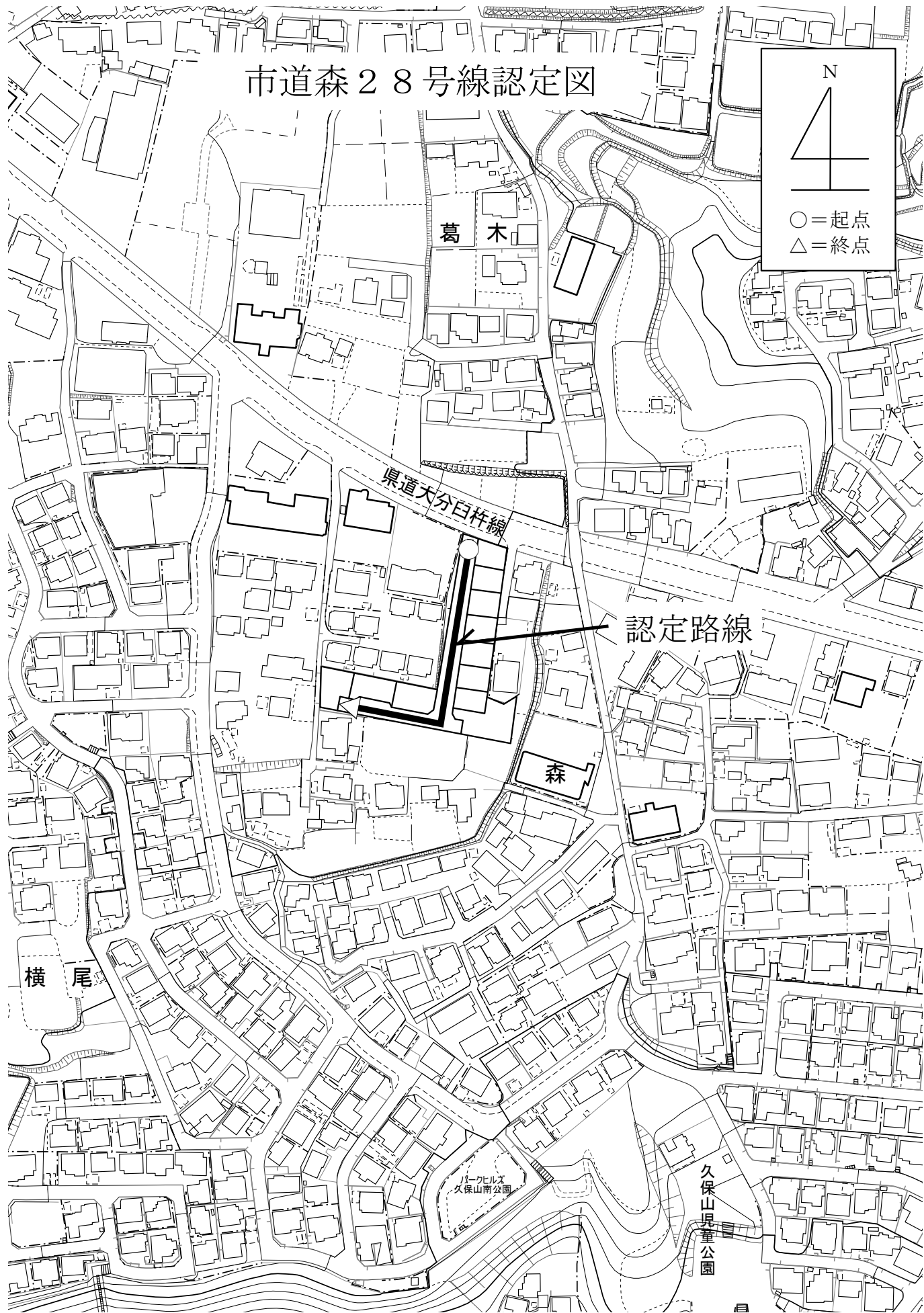
認定路線

市道皆春乙津線

皆春

新大塚橋

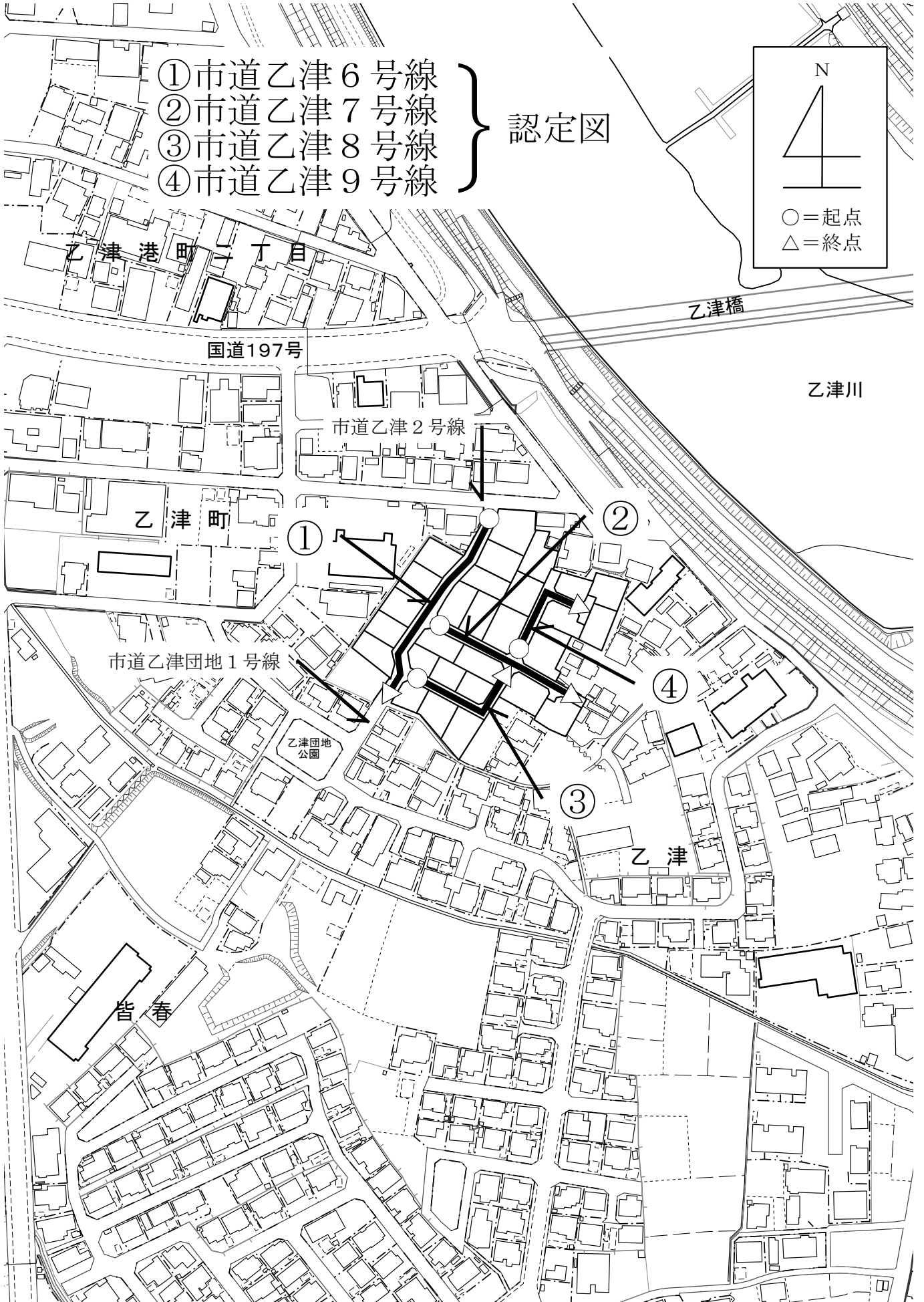
# 市道森28号線認定図

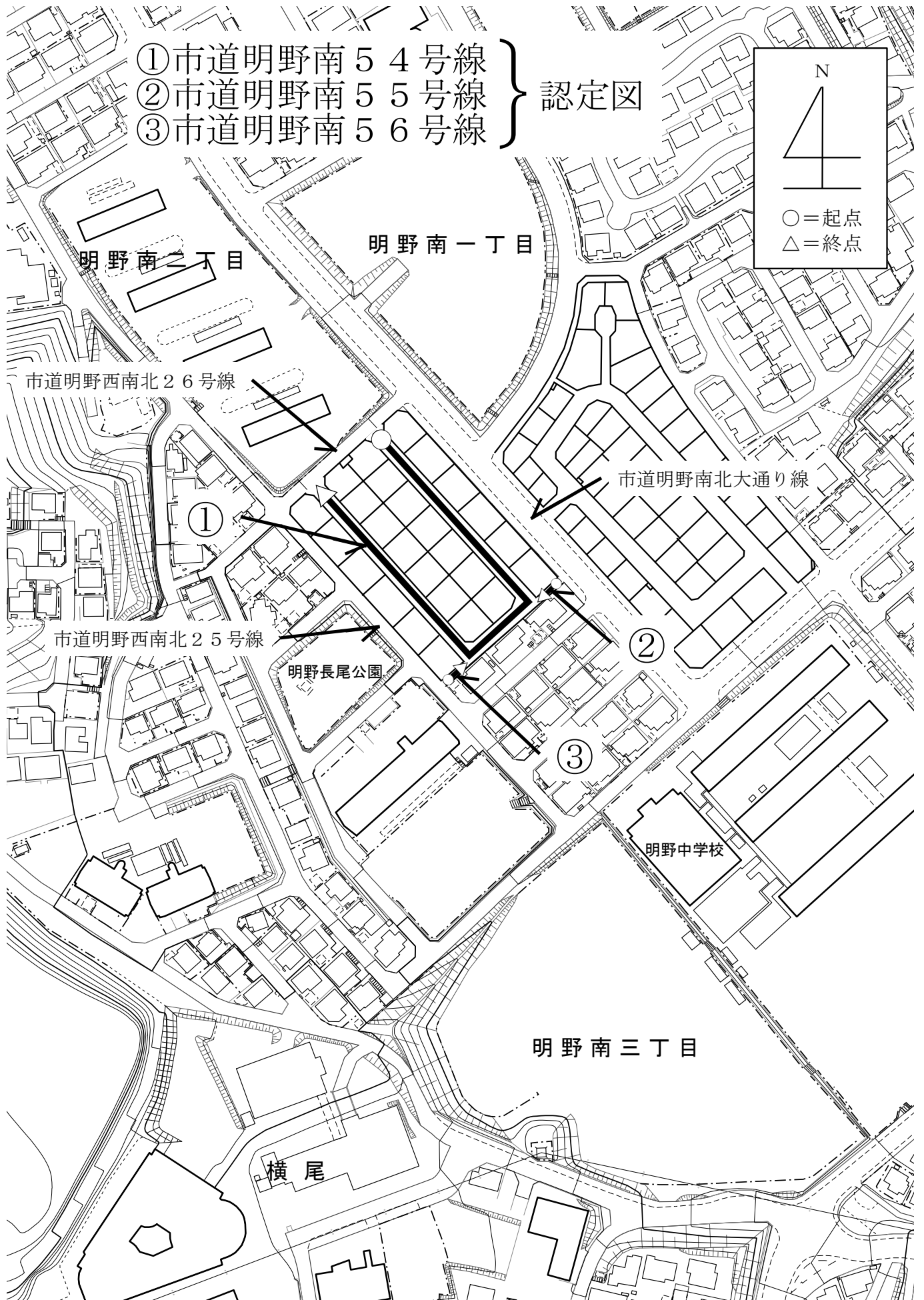




- ①市道乙津6号線
- ②市道乙津7号線
- ③市道乙津8号線
- ④市道乙津9号線

認定図





- ①市道明野南54号線
- ②市道明野南55号線
- ③市道明野南56号線

認定図

N

○=起点  
△=終点

明野南二丁目

明野南一丁目

市道明野西南北26号線

市道明野南北大通り線

①

②

市道明野西南北25号線

明野長尾公園

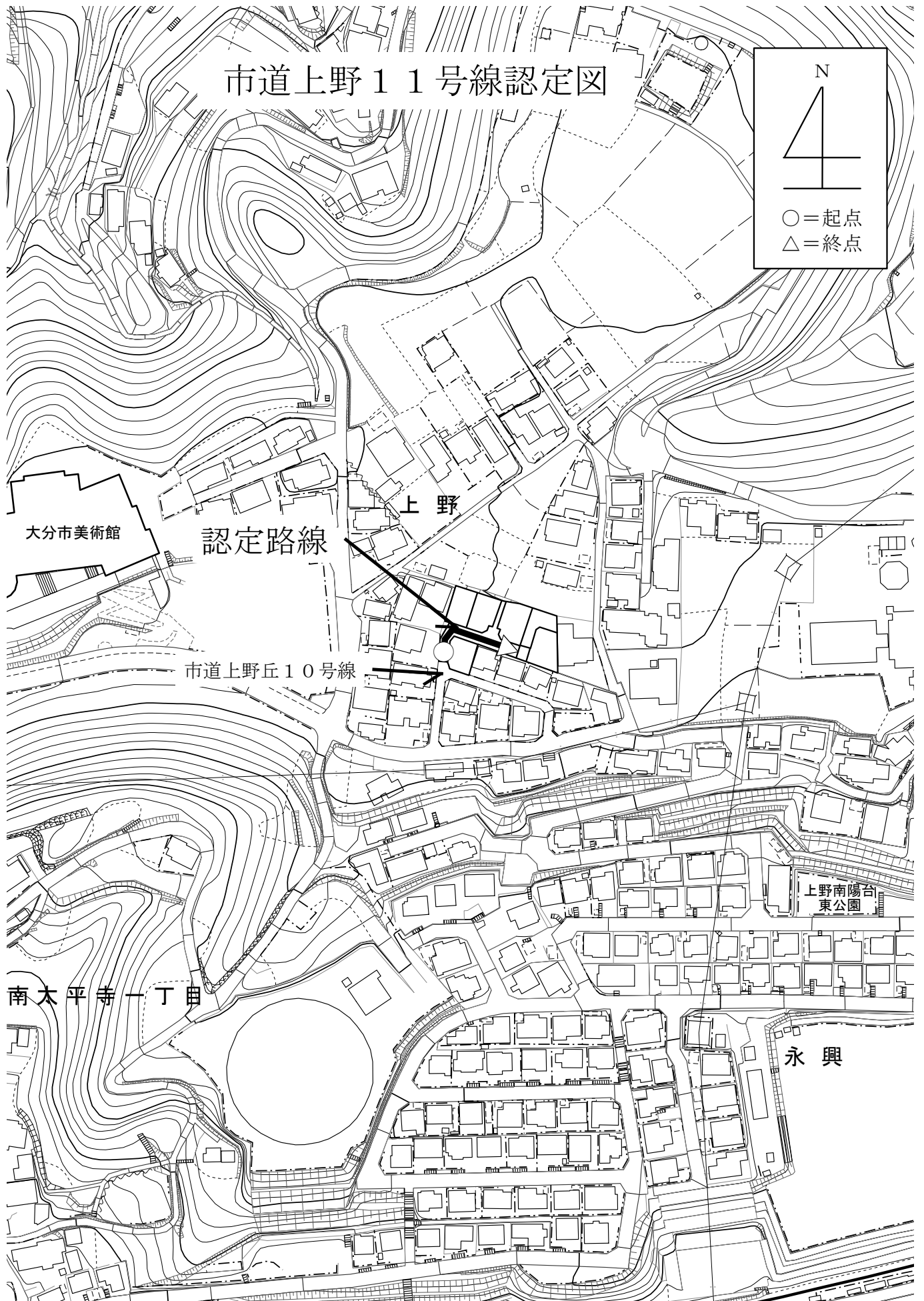
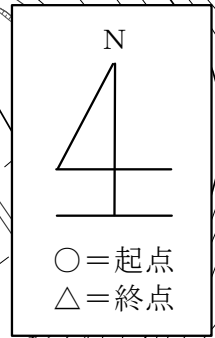
③

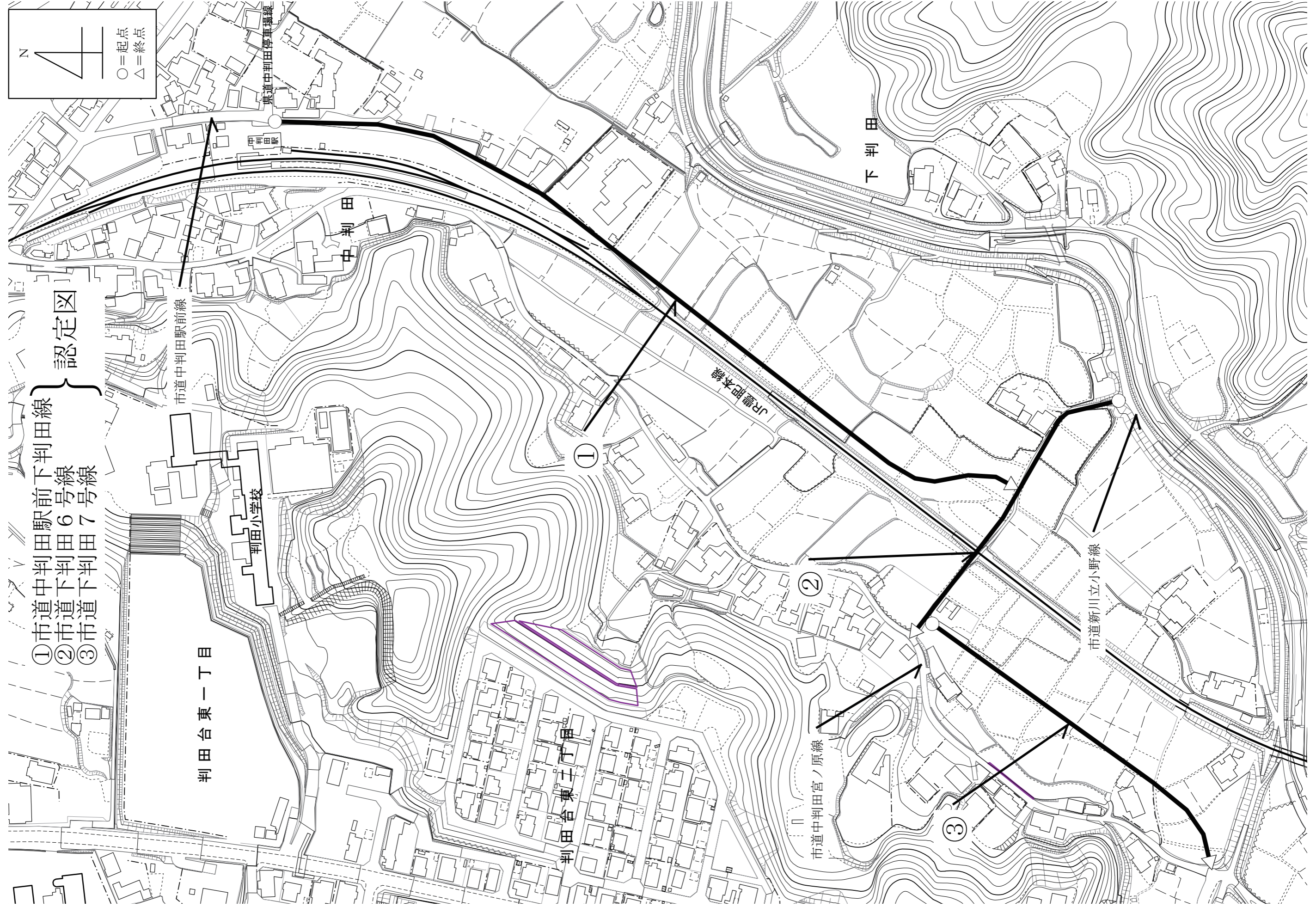
明野中学校

明野南三丁目

横尾

# 市道上野11号線認定図





- 認定図
- ①市道中判田駅前線
  - ②市道下判田6号線
  - ③市道下判田7号線